

# 宮城県公報

宮 城 県  
（総務部私学文書課）  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
（毎週火、金曜日発行）

## 目 次

### 規 則

○職業訓練給付金支給規則の一部を改正する規則

（産業人材対策課）

一

### 告 示

○要措置区域の指定の解除

（環境対策課）

三

○形質変更時要届出区域の指定の解除

（同）

三

○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定

（障害福祉課）

三

○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出

（同）

三

○県営土地改良事業の工事の完了

（農村振興課）

四

○保安林の指定施業要件の変更の予定

（森林整備課）

四

○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定

（防災砂防課）

四

## 規 則

職業訓練給付金支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年九月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第七十五号

職業訓練給付金支給規則の一部を改正する規則

職業訓練給付金支給規則（昭和五十年宮城県規則第六十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項各号列記以外の部分中「県内に所在する」を削り、「公共職業能力開発施設を行う職業訓練」を「、県内に所在する公共職業能力開発施設を行う職業訓練又は県内に所在する施設を行う職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第四十七号）第四

条第一項の認定を受けた職業訓練」に改める。

第五条第四項第一号中「第八項」を「第六項」に改める。  
第八条第一項中「公共職業能力開発施設」の下に「その他の職業訓練を行う施設」を加える。  
様式第三号を次のように改める。



附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。  
(経過措置)

- 2 改正前の職業訓練給付金支給規則の規定による様式第三号は、当分の間、改正後の職業訓練給付金支給規則の規定によるものとみなす。

告 示

○宮城県告示第七百十三号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第六条第一項の規定により指定した要措置区域の全部について、次のとおり指定を解除する。

平成二十四年九月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 指定を解除する要措置区域

名取市植松字入生三百四十六番一の一部

- 二 要措置区域において土壤の汚染状態が土壤溶出量基準に適合していなかった特定有害物質の種類

六価クロム化合物

- 三 要措置区域において講じられた汚染の除去等の措置

土壤汚染の除去

○宮城県告示第七百十四号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により指定した形質変更時要届出区域の全部について、次のとおり指定を解除する。

平成二十四年九月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 指定を解除する形質変更時要届出区域

名取市植松字入生三百四十六番一の一部

- 二 形質変更時要届出区域において土壤の汚染状態が土壤含有量基準に適合していなかった特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

- 三 形質変更時要届出区域において講じられた汚染の除去等の措置

土壤汚染の除去

○宮城県告示第七百十五号

障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成二十四年九月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	指定年月日
〇四一〇三〇〇〇五七	まごころ塩釜 塩釜市袖野田町三十九番二号	同行援護 行動援護	特定非営利活動法人まごころサービス塩釜センター	平成二十四年八月一日

○宮城県告示第七百十六号

障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)第四十六条第一項の規定により指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止した旨届出があつたので、同法第五十一条第二号の規定により告示する。

平成二十四年九月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	廃止年月日
〇四一〇五〇〇一〇	キングスガーデン・ヘルバーステーション 気仙沼市岩月星谷六十四番三号	居宅介護 重度訪問介護 行動援護	社会福祉法人キングス・ガーデン宮城	平成二十四年八月三十一日
〇四一〇二〇〇一三三	石巻市社協ホームヘルパーセンター北上 石巻市北上町十三番地 石巻市北二百六十六番地	重度訪問介護	社会福祉法人石巻市社会福祉協議会	平成二十四年九月二十日
〇四一〇二〇〇一四一	石巻市社協ホームヘルパーセンター河北 石巻市小船越字山畑四百七十五番四号	重度訪問介護	社会福祉法人石巻市社会福祉協議会	平成二十四年九月二十日
〇四一〇二〇〇一五八	石巻市社協ホームヘルパーセンター河南 桃生 石巻市前谷地字黒沢前三十五番地	重度訪問介護	社会福祉法人石巻市社会福祉協議会	平成二十四年九月二十日
〇四一〇二〇〇一六六	石巻市社協ホームヘルパーセンター雄勝	重度訪問介護	社会福祉法人石巻市社会福祉協議会	平成二十四年九月二十日

〇四二〇二〇〇一七四	石巻市雄勝町小島字和田百二十三番地	重度訪問介護	社協議会	平成二十四年九月三十日
〇四二〇二〇〇二〇八	石巻市協栄ホームヘルパーセンター石巻市中央二丁目四番二十号	重度訪問介護	社会福祉法人石巻市社会福祉協議会	平成二十四年九月三十日
	特定非営利活動法人ケアサポートぬくもり石巻市鹿又字町浦十三番二号	居宅介護	特定非営利活動法人ケアサポートぬくもり	平成二十四年九月三十日

〇宮城県告示第七百七十七号

県営土地改良事業に伴う工事を次のとおり完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）（第百十三条の二第三項の規定により公告する。

平成二十四年九月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

地区名	事業の名称	工事了年月日
勝負沢	ため池等整備事業	平成二十四年一月三十一日
前川	湛水防除事業	平成二十四年三月二十七日
加美	広域営農団地農道整備事業	平成三年三月二十日
箱沢	ため池等整備事業	平成六年三月二十五日
鬼首	農地開発事業	平成八年十二月十七日
杭ヶ浦	経営体育成基盤整備事業	平成二十四年三月二十一日
栗原	経営体育成基盤整備事業	平成二十四年三月二十九日
尾松第2	経営体育成基盤整備事業	平成二十四年五月二十二日

〇宮城県告示第七百十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施設要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

町頭の1	急傾斜地の崩壊	宮城郡松島町松島字犬田（次の図のとおり）	宮城郡松島町松島字小石浜（次の図のとおり）	宮城県土木部防
区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の所在地	建設物の構造の規制に必要となる事項	縦覧場所
小石浜	急傾斜地の崩壊	宮城郡松島町松島字小石浜（次の図のとおり）	次の図のとおり	宮城県土木部防

平成二十四年九月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

（四）間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

（一） 次の図「及び」次のとおりは、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び栗原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

〇宮城県告示第七百十九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項及び第八条第一項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定する。

平成二十四年九月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

平成二十四年九月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施設要件の変更に係る保安林の所在場所  
栗原市（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備

三 変更後の指定施設要件

1 立木の伐採の方法

（一） 次の森林については、主伐は、択伐による。  
栗原市（次の図に示す部分に限る。）

（二） その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

（三） 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

浪打浜	蛇島の2	蛇島の1	脇沢の3	脇沢の1	オノ神の3	犬田の3	犬田の2	小石浜の2	帰命院下	高山下	小森一の1	柿の木	明神三	三浦の1	オノ神の2	オノ神の1	町頭の3	町頭の2	
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
宮城県松島町浪打浜(次の図のとおり)	宮城県松島町手樽字蛇島(次の図のとおり)	宮城県松島町手樽字蛇島(次の図のとおり)	宮城県松島町手樽字オノ神、同町手樽字三浦(次の図のとおり)	宮城県松島町手樽字空田、同町手樽字大町(次の図のとおり)	宮城県松島町手樽字オノ神(次の図のとおり)	宮城県松島町松島字犬田(次の図のとおり)	宮城県松島町松島字犬田(次の図のとおり)	宮城県松島町松島字小石浜(次の図のとおり)	宮城県松島町高城字帰命院下一(次の図のとおり)	宮城県松島町高城字高山下、同町高城字井戸下、同町高城字夏井(次の図のとおり)	宮城県松島町高城字小森一(次の図のとおり)	宮城県松島町高城字明神二、同町高城字城内山(次の図のとおり)	宮城県松島町高城字明神三、同町高城字城内山(次の図のとおり)	宮城県松島町手樽字三浦、同町手樽字オノ神(次の図のとおり)	宮城県松島町手樽字オノ神(次の図のとおり)	宮城県松島町手樽字オノ神(次の図のとおり)	宮城県松島町松島字町頭、同町松島字犬田(次の図のとおり)	宮城県松島町松島字町頭、同町松島字町内(次の図のとおり)	

「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類は、当該区域の縦覧場所の欄に掲げる場所において縦覧に供する。